

決算特別委員会会議録

開会時間 午後 1時03分
閉会時間 午後 2時55分

日時 平成28年10月24日（月）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功
桜本 広樹 遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌
宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁 佐藤 茂樹
清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 渡辺 淳也

説明のため出席した者

総合政策部長 吉原 美幸 総合政策部次長 小島 徹
総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 平賀 太裕 政策企画課長 末木 憲生
国際総合戦略室長 落合 直樹 広聴広報課長 渡邊 和彦
地域創生・人口対策課長 宮崎 正志

県民生活部長 布施 智樹 県民生活部次長 上小澤 始
県民生活部次長 弦間 正仁 県民生活部参事 依田 正樹
県民生活・男女参画課長 三井 薫 北富士演習場対策課長 中込 巖
統計調査課長 古屋 久 消費生活安全課長 杉田 真一
生涯学習文化課長 深澤 宏幸 世界遺産富士山課長 長田 公
私学・科学振興課長 内田 不二夫

警察本部長 近藤 知尚 警務部長 前田 尚久 刑事部長 輿石 靖
生活安全部長 細入 浩幸 交通部長 輿水 雅彦 警備部長 川崎 雅明
首席監察官 小林 仁志 総務室長 清水 順治 警察学校長 市川 和彦
交通部次長 古屋 秀敏 総務室参事 石川 善文 警務部参事官 窪田 圭一
生活安全部参事官 功刀 康友 刑事部参事官 鶴田 孝一
刑事部参事官 小林 敏廣 交通部参事官 中山 良彦 警備部参事官 加々美 誠
会計課長 岩柳 治人 教養課長 野矢 聡 監察課長 天野 英知
厚生課長 若月 誠 地域課長 瀬戸 良広 少年・女性安全対策課長 西山 雄三
生活安全捜査課長 比留間 一弥 捜査第二課長 雨宮 雄二
組織犯罪対策課長 宇野 晃 交通指導課長 加々美 政治
交通規制課長 窪田 豊 運転免許課長 入戸野 敏彦 警備第二課長 小林 信一

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第 1 号 平成 27 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午後 1 時 4 分から午後 2 時 00 分まで総合政策部・県民生活部関係、午後 2 時 17 分から午後 2 時 55 分まで警察本部関係の部局審査を行った。

質 疑 総合政策部・県民生活部関係

（収入未済額について）

山田（一）委員 1点だけ、県民生活部の使用料及び収入の収入未済が80万3,700円、この説明をお願いいたします。

三井県民生活・男女参画課長 80万3,700円につきましては、県立大学の平成21年度の授業料の滞納分、未納分でございます。

山田（一）委員 そうすると、山梨県公報の27年11月30日付の監査によりますと、このことが指摘を受けているのですが、このときの「今後の対応について」というところで、「未納者は保証人に電話で連絡し、納付を促す等催促を行って今後も引き続き収納に向け督促を行う」ということは、この時点では「行った」ではないので、27年度においてどのような督促を行ったのでしょうか。

内田私学・科学振興課長 督促につきましては、本人もしくはその保護者に電話連絡をとりまして、支払うようにということで督促をかけております。それは28年度も引き続きかけているところでございます。

（不用額について）

桜本委員 政の6の不用額、一般管理費、秘書業務費の執行残、1,143万円余、これについて、秘書業務の執行残というのは全体の何割になるのでしょうか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 執行残でございますが、予算額3,508万円に対しまして、1,143万円でございますので、率としましては32.6%ほどになるかと思えます。

桜本委員 そのうちの約3分の1が執行残となっているのですが、主な執行残の内容というのはどんな内容ですか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 主な大きいものとしたしましては、需用費、消耗品の関係ですとか、あるいは郵便、電話、クリーニング代等の役務費の関係がそれぞれ300万円余りございます。以上です。

桜本委員 今回の、もう一度ちょっと。もうちょっと細かい内容を言ってもらえますか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 経常経費でございますけれども、その中には、需用費という消耗品の関係、事務用品とかコピー用紙ですとか、そういうふうなものがございまして、その執行残が368万3,000円、それから役務費といたしまして、郵便料ですとか電話代とかクリーニング代ですとか、そういうものが377万円ほどございます。以上でございます。

桜本委員 続いて、上の段、知事交際費の執行残321万円、これは全体的に占める割合というのはどのぐらいなんですか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 知事交際費は予算400万円を計上しておりますので、執行残は80.4%となっております。

桜本委員 一般的に400万円盛って321万円不用ということは、前県政と同じような形なのか、あるいは特別ふえて不用として残ったのか、どんな流れなんでしょうか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 知事交際費につきましては、これまで少なくとも10年以上、予算は400万円推移しておりました。平成27年、昨年度につきましては、予算の段階では同じように400万円計上しておりましたけれども、知事交際費の執行が全国的にみても本県は多いというふうなことで見直しをいたしまして、それまでは大体7割から8割ぐらいを執行しておりましたが、逆に、執行額のほうが2割程度になったというふうな状況でございます。

桜本委員 次に、県民の8、不用額の部分で、ボランティア・NPOの執行残352万円ということの中で、何が執行残として残ったのでしょうか。

三井県民生活・男女参画課長 ボランティア・NPO活動促進事業費の執行残でございますけれども、ボランティア関係の活動されている団体に補助金を出しております。その執行残でございます。

桜本委員 それは補助する事業が少なかったという点ですか。これだけ残っているということとは。

三井県民生活・男女参画課長 予算が残っておりますけれども、各団体が執行した結果、この金額が最終的に余ったということでございます。

早川委員 数字の確認だけ。政の5ですね。東京オリンピック・パラリンピック関連事業費で、先ほどの説明で、27年度2月に補正予算をして、適正な事業確保のために722万円やったということなんですけど、これ、使い切れなかったとか、適正な事業期間の確保の内容を教えてくださいんですけども。

落合国際総合戦略室長 東京オリンピック・パラリンピック関係の適正な事業期間ということですが、内容がウェブサイトの構築と、それから、印刷広報媒体の作成というふうなことになっておまして、2月に予算が認められてからウェブサイトの構築に数カ月かかるというふうなことで、こちらのほうは繰越の手続きをとらせていただいております。

早川委員 わかりました。

関連して成果説明書の81ページ。これは確認です。今、落合室長にお答えいただいたのですが、27年度の中には国際戦略室がなかったと思うのですが、これ、イメージで、予算立てはスポーツ健康課がして、誘致に関しては国際戦略室が今やっていると、そういうことでよろしいのでしょうか。確認です。

落合国際総合戦略室長 委員御指摘のとおりでございます。

（ふるさと納税について）

山田（七）委員 成果説明書の108ページのふるさと納税の件なのですが、ここ、3,170万9,000円のふるさと納税があったとあるのですが、逆に、このふるさと納税があったおかげで、普通だったら、これがなかったら県に入ってくるんだけれども、ふるさと納税があるおかげで県外に行ってしまったという納税額とい

うのはわかるのでしょうか。

宮崎地域創生・人口対策課長 御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、ふるさと納税制度につきましては、寄附をいただいた方の税額が控除されるという形で、山梨県民の方がふるさと納税を活用されますと、山梨県の市町村民税あるいは県民税から税が控除されるということで、その分の控除額という御質問かと思えますけれども、実際、寄附額として入りましたのが、先ほど委員に御指摘いただいた 3,000 万円余ということでございますが、都道府県民税、山梨県の県民税としての控除額といたしましては、1 億 4,188 万円余というような状況になってございます。以上でございます。

山田（七）委員 ふるさと納税の件に関しては勉強不足でよくわからないのですが、この 3,170 万円は当然、県外の方が山梨県へふるさと納税という形で納めてくれている税ということですよ。だから逆に、山梨県民の方がどれだけ県外に対しての税を。要は、それがなかったら山梨にその税は来たわけなんだけど、他県に対してふるさと納税をすることによって、山梨の税収というのは落ちていると思うのですが、その辺の額というのは、わからなかったらいいんですけども、わかれば教えていただきたいなと思っております。

宮崎地域創生・人口対策課長 申しわけございません。先ほどの御質問ですけれども、山梨県民が他県に対しまして寄附をした分につきましては、仮に私、山梨県民でございますけれども、他県に 5 万円を寄附した場合に、2,000 円の自己負担が残りますと、4 万 8,000 円分の税金が控除されるというような格好になりますと、その部分の税額の控除が山梨県あるいは市町村の税から出ていくということになりますと、それを申し上げたのが先ほどの数字ということでございます。

（不用額について）

小越委員 先ほどの桜本委員の質問の続きですけれど、政の 6 の知事交際費執行残ですけれど、私の認識でいくと、知事の交際費のホームページを見ますと、後藤県政になってからお葬式の生花を、今までは勲章をもらっていた方々に横内さんは出していたのですけれども、それをやめたので大幅に減ったということで私は理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、昨年、後藤知事が就任を機に、それまでの生花につきましては、例えば先生方とか市町村長の皆様とか、そういう方の縁者の方、基準を設けて支出してきたわけでございますけれども、叙勲褒章の受章者、県政功績の受賞者、それから教育功労者、この方の御本人がお亡くなりになられた場合の執行を見直しをいたしました。

小越委員 それは何か理由があるんですか。県政功労者はあったと思うのですが、叙勲の方々は全部やめたような気がするのですが、何か考え方が変わったんですか。

平賀総合政策部次長（秘書課長事務取扱） それぞれの受章者の方につきましては敬意を表すべきだとは思いますが、この交際費の執行につきましては、全国的に比較いたしましても本県が特出していたということで、適正な支出、もちろんそれまでが適正な支出ではなかったということではございませんけれども、経費の節減ということでそこは見直しをさせていただいたということでございます。

小越委員 適切な今回の見直しでよかったと評価したいと思います。
（広報費について）

次に、総合政策部の続きですけれども、主要成果説明書の 131 ページ、先ほども御説明があったのですけれども、「GO TO 知事」ですよ。「GO TO 知事」8 回、130 名ということなのですけれども、昨年も決算のときに聞いたら、横内さんが最後の年だったので 8 回だったとお聞きしました。その前の年の横内県政のときは二十数回やっているんですよ。後藤県政 1 年目のときに 8 回というのは少ない気がするのですけれども、なぜこのように少ないのでしょうか。

渡邊広聴広報課長 「県政トーク GO TO 知事が行く」の御質問にお答えをいたします。この「県政トーク GO TO 知事が行く」につきましては、昨年の 6 月補正予算で議会のほうで御承認をいただきまして、その後、準備を整え、8 月から月 1 回ということのペースで実施いたしましたので、昨年度中は 8 回という実施になっております。昨年度から対象を 20 名ということで、それぞれ 20 名ごとの用意をしていたのですが、突然のお仕事とか、体調不良、また、天候による道路の状況ということで御参加いただけないというような方々が出てまいりまして、結果的に、130 名の御参加ということになりました。

小越委員 その回数なんですよ。今年もたしか 10 回ぐらいだと思うんですけど、横内さんのときは二十何回やっていたと思うんですよ。後藤県政になってから回数が減っているのはなぜなのでしょう。そういう方針なのか。教えてください。

渡邊広聴広報課長 「GO TO 知事が行く」につきましては、一応、時間を 120 分という形に延ばしまして、前よりも長い時間、ゆっくりとお話をさせていただくということもございますので、原則月 1 回、年間 12 回を目標に事業を実施しているような状況でございます。

小越委員 そういう意味では広聴広報のところは足りないんじゃないかな、御意見いただこうという姿勢がちょっと後退したかと思われま。

（山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略について）

それと、主要成果説明書の一番最初のところで考え方を聞きたいのですけれども、2 ページの「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、それから「地方版総合戦略」を策定したということなのですけれども、例えば 2 番目の、市町村との連携・取り組みの中で、市町村連絡会議の実施が 4 回、市町村総合政策の支援、検証の支援で、これ、具体的にどのようなことをして、市町村がどのような御意見があって反映されたのかどうか。県の説明会だけなのか、市長さんから吸い上げたことがあるのか、中身について、どんな支援をしたのか教えてください。

宮崎地域創生・人口対策課長 御質問にお答えいたします。連絡会議におきましては、例えば、昨年度におきまして地方創生の流れということで、国もいろいろな支援制度、あるいはバックアップの体制、県のほうも市町村と連携しながらやっていくということで、国の状況、あるいは県の方針、そういったものを市町村と密に連絡をとりながら、連絡会議を実施いたしまして、また、市町村版総合戦略につきましては、昨年度は県のほうに窓口を設けて、市町村からこういう形で総合戦略をつくりたいけれどもという助言を求められた場合について、市町村と連携しながら総合戦略を県も市町村もつくっていったというような状況でございます。

小越委員 市町村から窓口を設けて求められた場合というのですけれども、求められたのは

何件ぐらいあるのか。それからこちらから出向いて説明したことってあるんでしょうか。件数とかわかりますか。

宮崎地域創生・人口対策課長 申しわけございません。問い合わせ件数及び我々が出向いた件数については把握してございません。

小越委員 わかりました。

（私学教育の振興について）

その次に進みます。県民生活部のほうですけれども、主要成果説明書の 78 ページ、私立学校の高校への援助の話ですけれども、これ、具体的に人数書いてあるんですけど、私立の高校の生徒さんの人数に対して何%なのか、それぞれ教えていただけますか。パーセンテージどのぐらいあったのか。

内田私学・科学振興課長 何%かというお話でございますけれども、今、つかまえておりますのは、例えば、私立学校の就学支援金でございます。7,325 人という数字がございます。申しわけございません、全体の数が 28 年度を仮に落としていきますと、28 年度の高校生徒・通信の人数が 9,191 名ほどでございますので、仮にそれを分母にしまして、分子を 7,325 にいたしますと、79.7%ほどの方が就学支援金を申請されているといった形になっております。

小越委員 じゃあ、その下の奨学給付金も分母の 9,191 にして割り算すればパーセンテージ出てくるという理解でよろしいでしょうか。

内田私学・科学振興課長 ただいまの奨学給付金につきましては、これは条件がございまして、低所得世帯という言葉が正しいかどうかわかりませんが、年収が 250 万円未満の世帯のお子さんに対して、教科書代等を給付するというところでございますので、一概に分母が 9,191 ということにはなってございません。その生徒さんの 9,000 人の所得の内訳というのを、申しわけございません、今、つかんでございませんので、お答えができない状況でございます。

（施策事業への女性の意見の反映について）

小越委員 もう 1 点。この主要成果説明書の 131、総務部のところでもお聞きしたのですが、女性の委員全体に占める割合 36.3%なんですけど、この 36.3 という数字についての、まず評価、高いか、低い、目標に行ったのかお聞かせください。

三井県民生活・男女参画課長 審議会等の女性委員の割合ということでよろしいでしょうか。男女共同参画計画におきましては、平成 28 年度の目標値を 40%としておりますので、まだ達成をしております。

小越委員 27 年度の年次報告によると、県の審議会の委員のところは、全国平均より低いと。進捗率がマイナスになっていまして、管理的職業従事者に占める割合も国に比べて低いです。男女共同参画の推進の中身のところが、男女共同参画推進センターのお金ですとか、それから学び直しが入っているのですけれども、そもそもの男女共同参画の、この報告書が出ているのに、この主要成果説明書のどこにそのようなことが書いてあるのか教えてもらいたいんですけど。この基本的な男女共同参画のこの報告書の中身が、この成果説明書のどこにあるのでしょうか。

三井県民生活・男女参画課長 成果説明書の 64 ページに「女性の活躍支援」という項目がございますけれども、男女共同参画を推進する上で、やはり女性の活躍というのは非常に大事なことだと思っておりますので、女性の活躍を推進していくための事業が 64 ページに記載してございます。

小越委員 この報告書はね、大事なことが書いてあって、男女共同参画はなかなか進んでいないで、バツのところが多いわけですよ。多いというか、基本的なところで「夫は外で働き」というところが達成していないとか、先ほどの女性の進出のところがないというところで、ここの 64 ページのところにはそのようなことが一言も書いてないわけですよ。一番基本的な男女共同参画の。それをどういうふうに。せっかく 27 年度の報告書があるのですから、この主要成果説明書のところに、うまくいかなかった点も含めて書くべきだというふうに私は思うのですけれども、最後にその見解を聞いて終わりにします。

三井県民生活・男女参画課長 先ほど、64 ページに「女性の活躍支援」という項目がございますというお話をさせていただいたのですが、その 1 つ手前のところに、子育てしやすい職場環境づくりの支援であるとか、他部局になりますけれども、63 ページのワーク・ライフ・バランス等を総合的に推進し、男女共同参画を進めていきたいと考えております。

（行政評価について）

清水委員 どこを見ていいのかわからなくて、ちょっとお尋ねするんですけれども、行政評価システムというのがございまして、26 年度の結果を 27 年度に反映して、27 年度の評価結果を 28 年度に反映させるということをやっていると思うのですけれども、27 年度は廃止したのがどのぐらいの金額になって、一部廃止したのがどのぐらいになっているという、そういうのをどこを見ればよろしいのか、ちょっと教えていただけますか。

末木政策企画課長 行政評価につきましては、主要成果説明書のほうには具体的には金額は入っておりません。あくまでもそこに書いてございますのが見直した事業の数のみでございまして、金額についてはまた、こちらのほうから今、申し上げますと、見直した、要するに改善額ということで整理をしてございます金額は、1,012万2,000円ございました。

清水委員 後で結構ですが、項目ごとにまたいただければと思いますけれども。お願いいたします。

末木政策企画課長 はい、御用意いたします。

質 疑

警察本部関係

（交通安全対策費について）

早川委員

総括審査に向けて確認です。説明資料の警の 4 ページの下ですね。交通安全対策費。県内、いろいろな交通安全対策の中で、私たち、信号機についてよく御意見をいただくのですけれども、交通安全対策費の中の交通安全施設整備費は、これはまず中身。例えば信号機とか表示とか標識とか考えられると思うんですけど、中身を教えていただきたいんですが。

窪田交通規制課長

お答えいたします。平成 27 年度の交通安全施設整備費につきましては、交通安全施設関係では、交通信号機の高度化改良や、LED 化改良、道路標識、道路標示の高輝度化や新設・更新等を推進したほか、交通管制センター関係では交通管制システム、中央装置の増設・更新、交通管制システム端末機器の新設・更新等の整備を行っております。以上です。

早川委員

そうすると、5 億 6,300 万円余の中で、これも総括審査の関連ですけど、わかればいいです。新設の 27 年度の県内全体で信号機の実行額と何か所ぐらい実行できたか、済みません、わかれば。

窪田交通規制課長

お答えいたします。新設信号機の設置にかかわる予算額につきましては、4,845 万 5,000 円余、執行額は 3,675 万 2,000 円余であります。平成 27 年度の新設信号機の設置につきましては、7 基であります。以上です。

早川委員

少ないような気がするけど、まあ、それはまた総括でやるんですけど、道路表示はたしか小越先生がやったと思うんで、じゃあ、同じことで標識の実行額と、何か所か教えていただければ。それで終わります。

窪田交通規制課長

お答えいたします。予算額につきましては、1,582 万 2,000 円余、執行額は 1,426 万円であります。平成 27 年度の新設の道路標識の設置につきましては 62 カ所であります。以上です。

（不納欠損額と収入未済額について）

山田（一）委員

それでは、警の 2 ですが、不納欠損額と収入未済額の内訳だけ教えてください。

岩柳会計課長

収入未済額の 8 万 7,500 円についてでありますけれども、まず、これにつきましては、全て放置駐車に対する放駐違反金と、その延滞金の未収金であります。収入すべきものとして調定をいたしました但、5 月 31 日の出納整理期間までに収納ができなかったということで収入未済となっているものであります。

次に、不納欠損額の 3 万円でありますけれども、これにつきましてもやはり全て放置駐車に対する放置違反金の未収金ということになっております。これにつきましても、公法上の債権の時効が 5 年を経過したということで、損失として処理をしたものであります。以上であります。

（士気高揚推進費について）

山田（七）委員

警の 3 の警察本部費の士気高揚推進費の 4,555 万円って、この士気高揚推進費ってどのようなことをやっているんでしょうか。

岩柳会計課長 士気高揚推進費についての御質問でありますけれども、これにつきましては、職員、それから家族等の士気を高揚させるための経費であります。具体的に申し上げますと、各種表彰がございますけれども、部内表彰、部外表彰等の事務等に要する経費ですとか、あるいは駐在所の家族報奨費というのがございますが、これは駐在所の勤務につきましては基本的に家族同伴で駐在所に居住をして勤務することが基本となっておりますけれども、この家族の方々が警察活動に協力をする場合があります。この報奨費に要する経費ということでありまして、これらが士気高揚推進費であります。以上であります。

小越委員 済みません、それで、先ほど士気高揚推進費、ちょっと違うだけなので確認だけなんですけど、青いインデックスの士気高揚推進費の不用額とこの会計監査委員の 45 ページの不用額の警察本部庁舎整備費と士気高揚推進費不用額が若干数字が違うんですけど、これはどうしてでしょうか。

岩柳会計課長 まず、審査意見書に記載されております不用額でありますけれども、これにつきましては県監査委員のほうで作成をしている資料であります、不用額の主なもののみを記載をしているということで承知をしております。一方、本日御説明をしております歳入歳出決算の概要につきましては、それぞれの不用額の全体額を記載をしておりますので、その金額の差異が生じているということでございます。以上です。

（国庫支出金について）

小越委員 それから、インデックスの青いほうのファイルの警の 1 ページの国庫支出金が 71.4% ということで、警察管理費補助金、警察活動費補助金って、具体的にどういう中身なのか、なぜ 71.4% なのか示してください。

岩柳会計課長 まず、国庫支出金の警察管理費の補助金でありますけれども、これにつきましては車両・航空機の維持等にかかわる装備品等に対する一般行政費の補助金ですとか、あるいは機動隊の超過勤務の手当に対する補助金となっております。

また、警察活動費の補助金につきましては、一般警察活動費、あるいは刑事警察費等に関する一般行政費補助金と交通安全施設整備に対する交通安全施設整備費補助金等でございます。

次に、国庫支出金の予算現額に対する収入率が 71.4% という御指摘でありますけれども、これは国庫補助金の申請額に対する収入額の減によるものであります。減額となった理由につきましては、これは国のほうで所要額を算定しているものでありますので、県警察が詳細を知る立場にはありませんけれども、国の財政事情が厳しい中で各都道府県警察の申請額に見合う補助金の交付が困難な状況にあるのではないかと承知をしております。以上であります。

小越委員 車両とか機動隊のですとか、一般管理費とか交通安全、具体的にどこが一番減らされたのか。その減らされたことについて山梨県警としてこれを復活してほしいとかって、そういう交渉はされたんでしょうか。

岩柳会計課長 まず、減額されたものについてでありますけれども、警察管理費の補助金につきましては、先ほど申し上げました車両・航空機の維持にかかわる装備費等でありまして、これらが申請額に対して約 8,181 万円ほど減額となっております。また、機動隊の超過勤務手当等につきましては、申請額に対して約 242 万円ほど減額となっております。

また、警察活動費の補助金につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、一般警察活動費や刑事警察費等につきましては、申請額に対して 8,691 万円ほど減額となっているものであります。

なお、この減額された分についての再度要求はないのかというふうな御指摘かと思えますけれども、これにつきましては県の財政負担の軽減が少しでも図られますように国のほうには継続的に働きかけを行ってきたわけでありまして、結果として増額には至らなかったというものでございます。以上です。

小越委員 済みません、交通整備補助金、さっきの話で警察活動費補助金の減額が 8,691 万だとすると、3 億 1,000 万なので、この交通整備補助の、ここはどのぐらい減ったんでしょうか。

岩柳会計課長 交通安全施設整備費の補助金ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、平成 27 年度当初予算への計上額に対しまして 3,519 万円ほど減額となっているところであります。以上であります。

（警察本部費）

小越委員 それから、警の 3 ページの、ちょっと金額が大きくて中身がわからないのですが、警察本部費の諸費というところが 2 億 7,000 万円あるのですが、この諸費というのは具体的に何なんですか。2 億 7,000 万円、ちょっと大きいので教えてください。

岩柳会計課長 諸費の内訳でございますけれども、これにつきましては、非常勤嘱託や臨時職員の人件費、あるいは警察本部の交際費、異動に伴う赴任旅費、それから講習の受講料、試験手数料等、合計で 2 億 7,577 万円余でございます。以上でございます。

小越委員 金額が大きいので、少し明細を書いていただいたほうがわかりやすいんじゃないかと。ちょっと全体の中で 2 億 7,000 万円で、ぼんと、諸費というだけで丸めてくるのはちょっと説明不足じゃないかと思えます。

（交通安全対策費について）

それから、警の 4 ページ、先ほど早川委員からありました交通安全対策費、そして先ほど国庫補助金との関係で 3,500 万円減らされてきたという話ですけど、例えば信号機は 7 基というのですけれども、昨年は、平成 26 年度決算でいくと 31 カ所要望して 7 基だったのですけれども、平成 27 年度は何基要望があって 7 基だったのでしょうか。

窪田交通規制課長 お答えいたします。平成 27 年度につきましては、28 カ所要望がありまして、それに対して 7 基設置したところであります。以上です。

小越委員 それと、先ほど早川委員から言いましたけど、標識だけじゃなく、本会議でもお話ししました道路表示、例えば横断歩道 1 割未舗装というか、修理していなかったのですけれども、昨年度は横断歩道で構いませんので、何カ所未整備だったのか、何カ所やったのか教えてください。

窪田交通規制課長 お答えいたします。横断歩道につきましては、449 カ所未整備でありました。以上です。

小越委員 何カ所やったかは、じゃあ、また総括でお伺いします。詳しく。

それで、ちょっと確認なんですけど、警の 4 のところで交通安全対策費が、例えば交通安全施設整備費、それから交通安全施設維持管理費とも昨年度決算、26 年よりも大分減っているわけですよ。交通安全対策費も含めてですけど。この交通安全施設維持管理費も 3 分の 2 ぐらい減っておりますけれども、減っていて、予算要望もあったけれども、執行額が少なく、なおかつ警の 6 の不用額が 4,100 万円。その前の 26 年度の不用額に対しても 2,000 万円ぐらい多いんですけど、これはどうしてなんですか。要望があつて、執行が少なく、だけども不用額が残るというのは。

岩柳会計課長

まず、交通安全対策費の支出済額の減額についての御質問でありますけれども、平成 27 年度につきましては、約 12 億 8,746 万円。平成 26 年度につきましては、約 14 億 5,870 万円となっております。前年度比で言いますと、マイナス 1 億 7,123 万円余であります。この減額の主な理由についてでありますけれども、平成 26 年度には中央自動車道の笹子トンネルの天井板の崩落事故を受けまして、県内の大型道路標識の緊急の一斉点検を行ったところであります。これらに要した経費が約 1 億 4,298 万円を計上し、これを執行したところであります。

また、もう一つは、西関東連絡道路の延伸に伴いまして、3 可変道路規制標識等の交通安全施設整備費を要したところであります。これにつきましても、約 4,350 万円ほどを計上し、執行したということで、いずれも単年度事業となっております。平成 27 年度にはこれを計上、執行していないということで、これらの分が減額となっているものであります。

それから、次に不用額についての御質問でありますけれども、交通安全対策費全体で不用額が約 4,193 万円となっておりますけれども、まず、この主なものにつきましては、交通安全施設の光熱水費、これが約 1,762 万円、交通管制システムの保守点検委託料が約 866 万円、自動車保管場所関係事務の委託料が約 348 万円などです。その主たる理由につきましては、まず、交通安全施設の光熱水費の執行残につきましては、原油価格の下落がございました。これに伴って電気料金の減少があったということで執行残として生じております。また、交通管制システムの保守点検委託料の執行残につきましては、これは契約差金でございます。また、自動車保管場所関係の事務委託料の執行残につきましては、これは自動車保管場所の現地調査の件数が見込みよりも減少したことなどによるものであります。以上であります。

（不用額について）

桜本委員

警の 5、健康管理費の執行残があるのですが、他県の署で結核が署員の方々にというようなことがあったのですが、全員、年に一遍の健康管理というか、レントゲンを撮ったりとか、そういったことはされているんですか。

若月厚生課長

職員の健康診断につきましては、1 年に 1 回、定期健康診断、または選択制で人間ドックの健診を行っております。

桜本委員

それと、あと、警の 5 で、警察署等整備費の執行残ということで残っているのですが、例えば拘留する人たちが長期にわたって留置所というんですか、そういったところに入るケースもあるんですが、そういう、どこの人かわからない、何の病気を、感染症を持っているかわからない人を長期間拘留する場合、例えばその拘留場所に菌をまき散らさないような清浄機というんですかね、こういった署員の方々を守るような拘留する施設での対策費のようなものはあるんでしょうか。

若月厚生課長 警察施設において来庁者に向けての手洗い液、消毒液等の設置を行っております。

以 上

決算特別委員長 望月 勝